

京都府中小企業等エネルギー対策交付金
自家発電設備等導入支援事業交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人京都産業21（以下「京都産業21」という。）は、慢性的な電力供給不足が懸念される中、自家発電設備等を導入し経営の安定化に取り組む中小企業者等及び農林漁業者等に対して導入経費の一部を補助し、電力不足に左右されないエネルギーの自立化等を推進するため、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、京都府内に事業所を有する次の各項に規定する中小企業者等及び農林漁業者等とする。

ただし、京都府からの節電要請に対し、積極的に当該設備により節電対策を実施することを条件とする。

(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下の項目に該当する者を除く。）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）に定める風俗営業を営む者

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合（京都府内において事業所を設置していない中小企業者を構成員に含むものを除く。）

(3) 農林漁業者等

農業者、林業者、漁業者、これらの者の組織する農業法人等団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合

(4) 上記に準じるもので、京都産業21理事長が、特に交付の必要があると認めるもの

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び交付金の額は下表に定めるところとする。

交付対象事業	交付対象経費	交付金の額
<p>交付対象事業者が府内に有する事業所において、自家消費の目的で自家発電設備または蓄電池の設置及びこれらに付随する設備等であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>(1) 自家発電設備にあつては10kW以上500kW未満、蓄電池にあつては2kWh以上の発電能力を有するもの。</p> <p>(2) 平成25年2月28日までに稼働できること。</p> <p>(3) 京都府の節電要請に対し、積極的に当該設備により節電対策を実施すること。</p>	<p>設計費</p> <p>機械器具費</p> <p>付帯工事費</p> <p>測量・試験費</p>	<p>交付対象経費に3分の1を乗じて得た額</p> <p>(10,000千円以内の額。千円未満切捨)</p>

2 交付対象事業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法令及び条例等の規定に適合していること
- (2) 公序良俗に反しない事業に要するものであること

(経由)

第4条 この要領により交付を受けようとする者（交付対象者を含む。）は京都産業21に提出する書類は、その者の住所が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町以外の区域であるときは当該区域を所管する京都府広域振興局（別表）を経由しなければならない。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする交付対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2号、様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに京都産業21に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号による事前着手届を京都産業21に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

第6条 京都産業21は前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 京都産業21は交付金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 交付金の交付決定の通知を受けた者（以下、「交付事業者」という。）は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を京都産業21に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

(1)事業の実施場所の変更

(2)交付対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更

(3)その他計画内容の大幅な変更

(事業の中止又は廃止)

第8条 交付事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による事業中止・廃止届を京都産業21に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 京都産業21は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業終了後14日以内に、様式第7号による実績報告書に、様式第7号及び次の各号に掲げる書類を添えて京都産業21に提出しなければならない。

(1)精算報告書(様式第8号)

(2)業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書・請書等)、納品書、請求書

(3)経費の支払が確認できる資料(銀行振込控え・領収書の写し)

(4)事業の実施状況を確認できる写真

(5)その他、必要と認める資料

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、京都産業21が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第11条 京都産業21は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で交付金の交付額を決定し、交付事業者に書面により通知するものとする。

(交付金の請求及び支払い)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付事業者は、様式第9号による請求書により、交付金の交付を請求するものとする。

2 京都産業21は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の交付取消等)

第13条 京都産業21は、次の各号に該当する場合は、交付金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 本要領に違反したとき

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

2 前号の規定により取消又は変更したときは、京都産業21は速やかに交付事業者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 前条の規定により交付金の交付の取消等を行った場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 交付事業者は、事業が完了した後も交付金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、様式第10号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内(以下「法定耐用年数」という。)又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間において、京都産業21の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

3 交付事業者は、前項の期間内に処分しようとするときは、様式第11号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ京都産業21の承認を受けなければならない。

4 京都産業21は前項の承認をした交付事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を京都産業21に納付させることができる。

(交付金の経理等)

第16条 交付事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠

書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるものほか必要な事項は、京都産業21が別に定める。

附則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

(別表)

申請者の住所地	申請書の提出先・問い合わせ先	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター 公益財団法人 京都産業21 連携推進部 企業連携グループ	075-315-8677
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 京都府山城広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0774-21-3211 0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 京都府南丹広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0771-22-0371 0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	〒625-0036 舞鶴市字浜2020 京都府中丹広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0773-62-2508 0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 京都府丹後広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0772-62-4315 0772-62-4304